平成２３年（フ）第１２６４１号
神奈川県横浜市港北区新吉田東６丁目48―６―201、開始決定時の住所東京都足立区大谷田１丁目13―13
破産者　砂川惠美子
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３２９号
神奈川県相模原市中央区田名4292―15
破産者　荒井　禎一
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４７３号
東京都墨田区向島１丁目13―10　田中喜代野方、住民票上の住所東京都墨田区向島２丁目22―６―803
破産者　田中　敏夫
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４７８号
東京都中央区勝どき１丁目８―１―1815
破産者　宇山　暁子
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５３７号
東京都板橋区赤塚４丁目14―８―107、開始決定時の住所東京都板橋区赤塚新町３丁目25―22―102
破産者　渡辺　美香
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５３８号
東京都目黒区八雲３丁目12―11　くりやま第２マンション103
破産者　岸口　幸代
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５５０号
福島県いわき市小川町西小川字上居合156番地
破産者　株式会社成東開発
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５５１号
福島県いわき市小川町西小川字上居合156番地
破産者　株式会社成東興業
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５５９号
千葉県松戸市二十世紀が丘美野里町25―405
破産者　首藤　龍二
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５６８号
東京都八王子市元本郷町３丁目５番13号日住ビル３階
破産者　株式会社Ｖｅｓｐｏｋｅ
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５６９号
東京都八王子市子安町１丁目43―２　第２八王子ハイツ701
破産者　揚山　武篤
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６２９号
千葉県市川市広尾１丁目７番13―201
破産者　阿部　恭久
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７８９号
神奈川県相模原市中央区上溝4552―１―Ⅱ―302
破産者　島元　晃一
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３８２９号
神奈川県鎌倉市台1879―12
破産者　熊谷美登理
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３８３３号
千葉県市川市末広２丁目18―16
破産者　小池　　実
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３８３４号
千葉県市川市末広２丁目18―16
破産者　小池　　市
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９４０号
東京都板橋区新河岸２丁目10―３―102
破産者　松嵜　克美
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９９７号
東京都昭島市松原町４丁目１―５―206
破産者　舘石　惠子
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１４９号
東京都墨田区文花１丁目34番６号
破産者　有限会社石和電機工業
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２２４号
東京都板橋区東新町１丁目33―５―407
破産者　小西　健一
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２８３号
神奈川県横浜市神奈川区子安通２―269―３、登録原票上の住所神奈川県川崎市川崎区追分町８―５
破産者　浅野徳こと　張　　徳
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部